

青蓮寺地区 上流幹線水路補修対策検討他業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。															
(目 的) 第1-2条	本業務は、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業(機能保全計画策定事業及び技術高度化事業)により、青蓮寺総合農地開発事業で造成された上流幹線水路(古山サイホンから下流約9,189m)の機能診断及び上出サイホン及び松橋サイホンを対象とした管路更生工法による試験施工の検討を行うものである。															
(場所及び業務概要) 第1-3条	本業務の対象施設及び調査対象の場所は、三重県名張市及び伊賀市地内であり、別添位置図に示すとおりである。															
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 また、作業実施のため施設用地以外に借用地が必要な場合には、監督職員と協議するものとする。															
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。															
(管理技術者) 第1-6条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャ</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャ	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学														
	農業	農業土木、農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャ	農業土木															
(照査技術者) 第1-7条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャ</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャ	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学														
	農業	農業土木、農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャ	農業土木															

項 目	内 容	備 考																		
(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。 また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 (3) 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりする。 1) 業務計画作成時 2) 試験施工内容に係る基本条件の設定時 3) 試験施工内容に係る細部条件の決定時 4) 試験施工内容に係る設計図、数量計算、施工計画書等の作成時 5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合 (4) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。																				
(担当技術者) 第 1－8 条 (配置技術者の確認) 第 1－9 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																			
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																			
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。																			
	<table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発行元 (制定)</th><th>制定(改定)年 月</th></tr><tr><td>1</td><td>土地改良事業計画設計基準・設計 水路トンネル</td><td>(社) 農業農村工学会</td><td>H26. 7</td></tr><tr><td>2</td><td>農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【水路トンネル編】</td><td rowspan="3">農林水産省 農村振興局</td><td>R3. 6</td></tr><tr><td>3</td><td>農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン編】(案)</td><td>H29. 4</td></tr><tr><td>4</td><td>農業水利施設の長寿命化のための手引き</td><td>H27. 11</td></tr></table>	番号	名 称	発行元 (制定)	制定(改定)年 月	1	土地改良事業計画設計基準・設計 水路トンネル	(社) 農業農村工学会	H26. 7	2	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【水路トンネル編】	農林水産省 農村振興局	R3. 6	3	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン編】(案)	H29. 4	4	農業水利施設の長寿命化のための手引き	H27. 11	
番号	名 称	発行元 (制定)	制定(改定)年 月																	
1	土地改良事業計画設計基準・設計 水路トンネル	(社) 農業農村工学会	H26. 7																	
2	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【水路トンネル編】	農林水産省 農村振興局	R3. 6																	
3	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン編】(案)		H29. 4																	
4	農業水利施設の長寿命化のための手引き		H27. 11																	

項 目	内 容				備 考			
(作業条件) 第２－２条	5	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省 農村振興局	R5. 4				
	6	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」		H28. 8				
	7	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」		H28. 8				
	8	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」		H28. 8				
	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (１) 業務及び作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (２) 本業務に従事するものは、十分な経験を有するものでなければならない。 (３) 本業務において受注者が原因となり生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。 (４) 業務の実施に当たっては、過年度業務での調査結果を基とすることを想定しているが、追加での現地調査等が必要になった場合は、監督職員と協議することとする。 (５) 業務準備や事前調査の結果、現地にある施設と本業務の対象施設が異なる場合は、監督職員と協議するものとする。 (６) 現地調査を行う時期は下記に示す期間を想定しているが、施設内へ立入る日程等詳細について監督職員と打ち合せた後に実施するものとする。 <table><tr><th>作業予定期間</th><th>備考</th></tr><tr><td>水路内調査・漏水量調査 ：(R 7 年 12 月 1 日～R 7 年 12 月 25 日予定) 付帯施設の概略診断調査 ：(R 7 年 12 月 25 日～R 8 年 1 月 20 日予定)</td><td></td></tr></table> (７) 現地調査時に道路及び歩道を使用するに当たっては、道路管理者等の許可を得るものとする。 (８) 本業務の現地調査（概略診断調査を含む。）及び健全度評価（概略診断評価を含む。）の作業数量は、過年度業務に定めた定点を基本としている。 ただし、現地調査計画の作成や現地踏査等により現地調査及び健全度評価の作業数量を変更追加する場合は、監督職員と協議するものとする。 (９) 弁室等に残水があり作業上支障となる場合は、機械排水の追加変更について監督職員と協議するものとする。 (10) コンクリート強度推定試験及び中性化深さ調査の実施に当たっては、調査位置や方法等について監督職員と事前に打合せをするものとする。 なお、中性化深さ調査後は、既存施設の機能を損なわないよう無収縮モルタル等により復旧を行うものとする。 (11) 概略診断調査で付帯施設の健全度が把握できない等の場合、詳細診断調査の実施の必要性について、監督職員と協議するものとする。					作業予定期間	備考	水路内調査・漏水量調査 ：(R 7 年 12 月 1 日～R 7 年 12 月 25 日予定) 付帯施設の概略診断調査 ：(R 7 年 12 月 25 日～R 8 年 1 月 20 日予定)
作業予定期間	備考							
水路内調査・漏水量調査 ：(R 7 年 12 月 1 日～R 7 年 12 月 25 日予定) 付帯施設の概略診断調査 ：(R 7 年 12 月 25 日～R 8 年 1 月 20 日予定)								

項 目	内 容		備 考																																											
(対象施設) 第 2－3 条 (参考図書) 第 2－4 条	(12) 現地調査において、新たにフランジ蓋取り外し・復旧等の仮設工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																																													
	(13) 現地調査に伴い交換が必要な部品が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。																																													
	(14) 現地調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。																																													
	(15) 道路管理者等との協議の結果、交通誘導警備員が必要となった場合は、監督職員と協議上、必要となる人員を配置するものとする。																																													
	(16) 管内調査を行う場合は、労働安全衛生法の酸素欠乏症等防止規則に基づき、調査を実施する際は酸素濃度の計測を行うこと																																													
	(17) 人孔内作業を実施する場合は、降雨時は作業を中止し、また降雨が予想される時は、天候に十分注意を払い安全管理に努めること																																													
	本業務の対象となる施設は、別紙－ 1 及び別紙－ 3 対象施設一覧表に示すとおりである。																																													
	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2－ 1 条によるほか次表によるものとする。																																													
	<table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th><th>制定(改定)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>農業水利施設保全補修ガイドブック</td><td>一般社団法人 農業土木事業協会</td><td>H30.6</td></tr><tr><td>2</td><td>トンネル補修・補強マニュアル</td><td>鉄道総合技術研究所</td><td>H19.1</td></tr><tr><td>3</td><td>道路トンネル維持管理便覧【本体工編】</td><td>日本道路協会</td><td>H27.6</td></tr><tr><td>4</td><td>設計要領 第三集 トンネル編</td><td>東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</td><td>H27.7</td></tr><tr><td>5</td><td>山岳トンネル覆工の現状と対策</td><td>土木学会</td><td>H14.9</td></tr><tr><td>6</td><td>管路更生工法における設計・施工管理 ガイドライン</td><td>社団法人 日本下水道協会</td><td>H29.7</td></tr><tr><td>7</td><td>コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-</td><td rowspan="2">(社) 日本コンクリート工学会</td><td>H25.5</td></tr><tr><td>8</td><td>コンクリート診断技術 ‘21</td><td>R3.3</td></tr><tr><td>9</td><td>水門鉄管技術基準</td><td>(社) 電力土木技術協会</td><td>H27.8</td></tr><tr><td>10</td><td>水門樋門ゲート設計要領</td><td>(一社) ダム・堰施設技術協会</td><td>H13.12</td></tr></table>			番号	名 称	発行所	制定(改定)年月	1	農業水利施設保全補修ガイドブック	一般社団法人 農業土木事業協会	H30.6	2	トンネル補修・補強マニュアル	鉄道総合技術研究所	H19.1	3	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】	日本道路協会	H27.6	4	設計要領 第三集 トンネル編	東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	H27.7	5	山岳トンネル覆工の現状と対策	土木学会	H14.9	6	管路更生工法における設計・施工管理 ガイドライン	社団法人 日本下水道協会	H29.7	7	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-	(社) 日本コンクリート工学会	H25.5	8	コンクリート診断技術 ‘21	R3.3	9	水門鉄管技術基準	(社) 電力土木技術協会	H27.8	10	水門樋門ゲート設計要領	(一社) ダム・堰施設技術協会	H13.12
	番号	名 称	発行所	制定(改定)年月																																										
1	農業水利施設保全補修ガイドブック	一般社団法人 農業土木事業協会	H30.6																																											
2	トンネル補修・補強マニュアル	鉄道総合技術研究所	H19.1																																											
3	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】	日本道路協会	H27.6																																											
4	設計要領 第三集 トンネル編	東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	H27.7																																											
5	山岳トンネル覆工の現状と対策	土木学会	H14.9																																											
6	管路更生工法における設計・施工管理 ガイドライン	社団法人 日本下水道協会	H29.7																																											
7	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-	(社) 日本コンクリート工学会	H25.5																																											
8	コンクリート診断技術 ‘21		R3.3																																											
9	水門鉄管技術基準	(社) 電力土木技術協会	H27.8																																											
10	水門樋門ゲート設計要領	(一社) ダム・堰施設技術協会	H13.12																																											

項 目	内 容			備 考
(貸与資料) 第 2－5 条	貸与資料は、次のとおりである。			
	分 類	貸 与 資 料	数 量	
	現 状 関 係 資 料	青蓮寺開拓誌	1 部	
		国営施設応急対策事業 青蓮寺用水地区事業誌	1 部	
		土地改良施設台帳付属図面	1 部	
	報 告 書	平成15年度 青蓮寺地区 幹線用水路機能診断業務	1 部	
		平成16年度 青蓮寺地区 幹線用水路予防保全計画作成業務	1 部	
		平成21年度 青蓮寺地区 調整池機能診断等業務	1 部	
		平成22年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能保全計画作成業務	1 部	
		平成23年度 青蓮寺地区 上流幹線水路他機能保全計画作成その 2 業務	1 部	
		平成24年度 青蓮寺用水地区 事業計画検討業務	1 部	
		平成27年度 青蓮寺用水幹線水路実施設計その 2 業務	1 部	
		平成29年度 青蓮寺用水地地区 黒田暗渠補強工法検討業務	1 部	
		令和 6 年度 青蓮寺地区 上流幹線水路機能診断業務	1 部	
	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。			
	(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2－6 条			
	第 2－4 条、第 2－5 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他には漏らしてはならない。			
	第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3－1 条			
	本業務における主な作業内容は、次のとおりである。 なお、詳細な作業内容及び数量は、別紙－ 2 及び別紙－ 4 の作業項目内訳表に示すとおりである。			

項 目	内 容	備 考
(作業の留意点及び 現地作業内容) 第3-2条	上流幹線水路のパイプライン(鋼管及びPC管)を対象に、管路更生工法を主体とした補修工法の試験施工内容を検討する。 なお、機能診断については、作業内容及び作業数量の詳細については、別紙-2機能診断作業項目内訳表による。 また、作業は施設管理者と調整の上で行う。 (1) 検討に当たっては、必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。 (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (4) 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (5) 管路更生工法の材料及び工法の検討に当たっては、各材料の特徴や施工方法の要領を把握した上で施設状況(漏水の有無、周辺の陥没の有無等)に適した材料、工法を検討して選定を行うこととする。その際、対象施設毎に異なる材料及び工法となるよう検討することとする。 (6) 管路更生工法の検討を行う際は、使用する機械等の逸走防止対策を合わせて検討することとする。 (7) 本業務では、パイプラインを対象に管路更生工法を主体とした補修工法について検討を行うが、管更生工法の施工に当たってその他補修工が必要となる場合は、その必要性を整理した上で、その他補修工の内容を検討することとする。 (8) 工法評価手法の検討に当たっては、管路更生工法に対する要求性能の持続的な発現及び劣化の進行を把握可能なモニタリング内容を検討することとする。 (9) 資料検討、試験施工内容の検討及び工法評価手法の検討の結果は、監督職員が別途指示する様式にまとめることとする。 (10) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。 (11) 現地踏査 事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。 (12) 現地調査(概略診断調査を含む。) 現地調査(定点調査)計画に基づき、近接目視等を行う。 (13) これらの調査結果は、農業水利ストック情報データベースの登録情報データ外部入出力機能を利用して記録するものとし、記録した電子データは成果物に含むものとする。 (14) 試験試料採取及び破壊検査は構造物への影響が最小限となるよう配慮するものとする。 (15) 現地調査において、著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (16) 現地踏査等施設の状況確認する際は、できる限り施設管理者(青蓮	

項 目	内 容	備 考
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-3条	寺用水土地改良区)の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 (17) 調査対象施設は、過年度に機能診断を実施していることから、過年度に行った調査内容を確認、活用して、効率的に作業を実施するものとする。 (18) 健全度の評価は、健全度マップを作成の上、実施することとする。 (19) 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜使用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上で作業を行うものとする。 なお、作成した電子データは、成果物に含むものとする。 (20) 対策内容の検討に当たっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。 (21) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。 なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 ・新技術情報システム（NET）http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 (22) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」はhttp://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 (23) 概算工事費積算に当たっては、適用歩掛及びその根拠を明らかにするとともに、可能な限り公表されている資材・施工単価又は見積徴集によるものとし、客観性の確保に努めること。 (24) 総合的な考察及び判定は、管理技術者が現状を十分に把握した上で行うものとする。 (25) 対策内容の検討に当たっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗	

項 目	内 容	備 考
(公開用成果品の作成) 第3-4条	号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。	
	本業務の成果品について、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる場合には、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として、別途とりまとめること。	
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	共通 仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(現地調査計画作成段階) (現地調査(定点調査)計画作成段階) 第3回 中間打合せ(施工計画検討、試験施工内容の検討段階) 第4回 中間打合せ(健全度評価段階) 第5回 中間打合せ(委員会の資料作成段階) 最終回 報告書原稿作成段階	

項 目	内 容	備 考
(管理者説明) 第 4－2 条	なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 本業務は、以下の段階において施設管理者への説明を予定しており、説明時には管理技術者が出席するものとする。 また、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。 第 1 回 現地調査（定点調査）計画作成段階 第 2 回 健全度評価段階	
(委員事前説明) 第 4－3 条	本業務は、以下の段階において東海農政局第三者技術評価委員会の委員（1 名）に対し、東海農政局第三者技術評価委員会の議事内容について事前に個別説明を予定しており、管理技術者が出席するものとする。 また、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 第 1 回 東海農政局第三者技術評価委員会資料 （管路更生工法の検討）の作成段階 時 期 令和 8 年 1 月頃	
(幹事会) 第 4－4 条	本業務は、以下の段階において東海農政局第三者技術評価委員会幹事会を予定しており、管理技術者が出席するものとする。 また、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 第 1 回 東海農政局第三者技術評価委員会資料 （管路更生工法の検討）の作成段階 時 期 令和 8 年 1 月頃	
(委員会) 第 4－5 条	本業務は、以下の段階において委員会を予定している。委員会には管理技術者が出席し、監督職員からの要請に応じて委員等からの質疑に対する説明を行うものとする。 第 1 回 東海農政局第三者技術評価委員会資料 （管路更生工法の検討）の作成段階 時 期 令和 8 年 2 月頃	
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5－1 条	成果物を共通仕様書第 1 章第 1－17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R 又は DVD-R）正副 2 部 (2) 成果物の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）1 部 (3) 公開用成果品の電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部	
(成果物の提出先) 第 5－2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区安田通 4 丁目 8 番 東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6－1 条	業務請負契約書第 17 条から第 21 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。	

項 目	内 容	備 考
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7-1 条	(1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (4) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (5) 第 4-2 条に示す「管理者説明」に変更が生じた場合 (6) 第 4-3 条に示す「委員事前説明」に変更が生じた場合 (7) 第 4-4 条に示す「幹事会」に変更が生じた場合 (8) 第 4-5 条に示す「委員会」に変更が生じた場合 (9) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (10) 履行期間の変更が生じた場合 (11) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合 (12) その他 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議するものとする。	

別紙－１ 業務対象施設一覧表

施 設 項 目	施設区分	構 造 形 式 等	数 量
上流幹線水路 (古山サイホン～末端施設まで)	土木構造物	コンクリート構造物(下流調整池)	128m
		鉄筋コンクリート構造物	
		暗渠(黒田暗渠)	70.85m
		パイプライン	8,991m
		P C 管 F R P M 管 D C I P 管 S P 管 R C 管 外殻鋼管付コンクリート管 計 (計画通水量 $Q=0.266\sim1.856\text{m}^3/\text{s}$)	9,189.85m
	付帯施設	バタフライ弁 仕切弁 空気弁	9基 30基 27基

別紙－２ 機能診断作業項目内訳表

1 土木構造物

対象施設：別紙－１ 業務対象施設一覧表 土木構造物

作業項目	作業内容	作業数量	業務区分	備考
1. 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地確認を行う。	1 式	設計	
2. 事前調査 (1) 資料調査	施設完成時の設計図書及び施設管理記録、過年度業務における施設健全度評価、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。	1 式	設計	
(2) 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	1 式	設計	
3. 施設機能の検討	資料調査及び問診調査を基に、安全性、水利的な機能及び環境面から必要な機能について整理し、診断の重点項目及び機能を満足するための要求性能を設定する。	1 式	設計	
4. 現地踏査	事前調査で得られた情報を参考に遠隔目視等により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。	1 式	調査	
5. 性能低下要因の推定	事前調査、現地踏査結果を基に、性能低下要因の推定を行う。 また、環境（水質又は周辺環境）条件による性能低下の可能性があるか推定する。	1 式	設計	
6. 現地調査（定点調査）計画の作成	事前調査、現地踏査結果を勘案し、過年度業務で設定した調査地点を基本として、現地調査（定点調査）の範囲・調査地点の密度及び調査手法を検討し設定するとともに、管路更生工法を主体とした補修補強工法での施工を検討するために必要な調査内容を検討し、現地調査計画書を作成する。	1 式	設計	
7. 現地調査	各水路定点（令和 6 年度調査にて、S-4 以上と整理された定点を除く。）及び 6. 現地調査（定点調査）計画の作成で決定した調査地点を対象に現地調査を実施し、現地調査（定点調査）票を作成する。 なお、現地調査（定点調査）票は、監督職員が貸与する農業水利ストック情報データベースの登録情報データ外部入出力の様式を利用して記録するものとし、記録した電子データは成果物に含むものとする。 構造ごとの調査項目及び数量を以降に示す。	1 式	調査	
(1) コンクリート構造物 (下流調整池)				

作業項目	作 業 内 容	作業 数量	業務 区分	備考									
1)近接目視	目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握(ひび割れ・欠損・変形等計測・目地劣化・周辺観察等を含む。)するとともに、スケッチを作成する。 なお、1 定点の調査範囲は、過年度の調査結果に準じるものとし、付帯構造物の調査範囲は外側及び内側の全面を原則とする。 【内 訳】 <table><tr><td>構 造</td><td>面 積</td><td>参 考</td></tr><tr><td>下流調整池</td><td>20.64㎡</td><td>堤体</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td></tr></table>	構 造	面 積	参 考	下流調整池	20.64㎡	堤体	合計			1 式	調査	
構 造	面 積	参 考											
下流調整池	20.64㎡	堤体											
合計													
2)コンクリート強度推定試験	リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。 作業条件：打撃点3×3=9点、5cm間隔 【内 訳】 <table><tr><td>構 造</td><td>測点数</td><td>備 考</td></tr><tr><td>下流調整池</td><td>1 測点</td><td></td></tr></table>	構 造	測点数	備 考	下流調整池	1 測点		1 式	調査				
構 造	測点数	備 考											
下流調整池	1 測点												
3)中性化深さ調査(ドリル法)	コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用いて中性化深さを測定する。 規格：NDIS3419、フェノールフタレイン溶液 作業条件：3 孔／箇所 【内 訳】 <table><tr><td>構 造</td><td>箇所数</td><td>備 考</td></tr><tr><td>下流調整池</td><td>1 箇所</td><td>3 孔</td></tr></table>	構 造	箇所数	備 考	下流調整池	1 箇所	3 孔	1 式	調査				
構 造	箇所数	備 考											
下流調整池	1 箇所	3 孔											
(2)暗渠 (黒田暗渠)	暗渠内の目地の水深を測定し、沈下の有無を確認する。 【内 訳】 <table><tr><td>構 造</td><td>目地箇所数</td><td>備 考</td></tr><tr><td>黒田暗渠</td><td>9 箇所</td><td></td></tr></table> ※過年度業務からの沈下の進行を確認し、健全度評価の再判定を行います。	構 造	目地箇所数	備 考	黒田暗渠	9 箇所		1 式	調査				
構 造	目地箇所数	備 考											
黒田暗渠	9 箇所												
(3)パイプライン													
1)漏水量調査	水張り試験により下記区間の漏水量を測定する。 【内 訳】 <table><tr><td>構 造</td><td>数 量</td><td>備 考</td></tr><tr><td>パイプライン① 古山サイホン</td><td>L=3,256m</td><td></td></tr><tr><td>パイプライン② 菖蒲池サイホン 上出サイホン 松橋サイホン 予野サイホン 七本木サイホン</td><td>L=5,735m</td><td></td></tr></table> ※1パイプライン①については古山サイホンの制水弁を閉塞した状態にて、上流調整池の水位の低下による調査とする。 ※2パイプライン②については七本木サイホンの制水弁を	構 造	数 量	備 考	パイプライン① 古山サイホン	L=3,256m		パイプライン② 菖蒲池サイホン 上出サイホン 松橋サイホン 予野サイホン 七本木サイホン	L=5,735m		1 式	調査	
構 造	数 量	備 考											
パイプライン① 古山サイホン	L=3,256m												
パイプライン② 菖蒲池サイホン 上出サイホン 松橋サイホン 予野サイホン 七本木サイホン	L=5,735m												

作業項目	作 業 内 容	作業 数量	業務 区分	備考
	閉塞した状態にて、下流調整池の水位の低下による調査とする。			
8. 健全度評価	調査結果に基づき、調査単位ごとに施設の健全度の判定を行う。	1 式	設計	
9. 農業水利ストック情報データの作成	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	1 式	設計	
10. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	設計	

2 付帯施設

対象施設：別紙－1 業務対象施設一覧表 付帯施設

作業項目	作 業 内 容	作業 数量	業務 区分	備考								
1. 事前調査	対象施設について、施設の状況や問題点を把握するため、施設管理者から事前に既存資料収集や聞き取り調査等を行う。これにより、現地での機能診断調査項目を決定し、健全度評価や劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。 なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベースを活用し、設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を収集、整理する。	1 式	設計									
2. 現地踏査	対象施設について、現地調査の実施手順を決定するために、事前調査で得られた情報をもとに設備を踏査する。踏査により現地調査に伴う仮設の必要性等の現地条件、劣化箇所の位置や劣化の内容、程度など、必要な事項について概略を把握し、概略診断調査を行う施設や調査項目、調査方法を決定する。	1 式	調査									
3. 概略診断調査	2. 現地踏査にて決定した施設を対象に、事前調査や現地踏査により得られた情報をもとに目視、触覚、聴覚等人間の五感による判断と付属計器類の指示値、簡易計測器の測定値、日常・定期点検記録や整備・補修記録、操作記録等から代表数量を選定し、設備の状態、機能を確認する。 【内訳】 <table><tr><th>構造形式等</th><th>代表数量</th></tr><tr><td>バタフライ弁</td><td>3 基</td></tr><tr><td>仕切弁</td><td>2 基</td></tr><tr><td>空気弁</td><td>2 基</td></tr></table> 【参考：主な調査項目】 清掃状態、塗装、振動、異常音、漏水、変形、摩耗、割れ、 給油状態 等 ※概略診断調査で健全度を把握できない場合は、監督職員と協議し詳細診断調査へ移行する。 ※施設管理者との打合せ結果から診断調査の増減がある場合がある。	構造形式等	代表数量	バタフライ弁	3 基	仕切弁	2 基	空気弁	2 基	1 式	調査	
構造形式等	代表数量											
バタフライ弁	3 基											
仕切弁	2 基											
空気弁	2 基											
4. 概略診断評価	3. 概略診断調査の対象施設について、概略診断調査の結果により部位毎及び設備全体の健全度評価を行い、詳細診断調査の必要性を判断する。	1 式	設計									
5. 農業水利ストック情報データの作成	農業水利ストック情報データベース資料を作成する。	1 式	設計									
6. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	設計									

別紙－3 対象施設一覧表

[地区名] 施設名称	施設概要		備考
	構造	延長	
[青蓮寺地区] 上流幹線水路			
上出サイホン	(円形)コンクリート二次製品サイホン、Φ800mm	758.98m	
松橋サイホン	(円形)コンクリート二次製品サイホン、Φ800mm	740.27m	

別紙－４ 作業項目内訳表

１．試験施工内容の検討

作業項目	作 業 内 容	作業 数量	業務 区分	備考																		
1. 資料検討	試験施工のための資料収集及び貸与資料の内容を把握し、整理する。	1 式	設計																			
2. 現地踏査	管路更生工法の検討にあたり、資料検討で得られた情報を参考に、遠隔目視等により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を整理し、試験施工の検討を行うために必要な調査を行う。 【内 訳】 <table><tr><td>施設名</td><td>施設延長</td><td>備考</td></tr><tr><td>上出サイホン</td><td>L= 758.98m</td><td>Φ800mm</td></tr><tr><td>松橋サイホン</td><td>L= 740.27m</td><td>Φ800mm</td></tr></table> ※試験施工の区間は、空気弁付近のSP管とPC管が複合する箇所を対象とする。 また、空気弁から上下流 5 mずつ計10mを対象としている。（上下流にSP管2.5m、PC管2.5m）	施設名	施設延長	備考	上出サイホン	L= 758.98m	Φ800mm	松橋サイホン	L= 740.27m	Φ800mm	1 式	調査										
施設名	施設延長	備考																				
上出サイホン	L= 758.98m	Φ800mm																				
松橋サイホン	L= 740.27m	Φ800mm																				
3. 現地調査計画の作成	貸与資料及び現地踏査の結果等から、管路更生工法を主体としたSP管及びPC管の補修工法での施工を検討するために必要な現地調査計画書を作成する。	1 式	設計																			
4. 現地調査 4-1. 近接目視 4-2. 管の肉厚測定	対象施設について、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ、剥離、欠損、浮き、変形等計測、目地劣化、周辺観察等を含む）するとともに、スケッチを作成する。 その際、ひび割れ状況及び材料劣化状況が明瞭に判読可能な写真撮影を行う。 【内 訳】 <table><tr><td>施設名</td><td>数量</td><td>備考</td></tr><tr><td>上出サイホン</td><td>A=25.12㎡</td><td>1 号空気弁付近</td></tr><tr><td>松橋サイホン</td><td>A=25.12㎡</td><td>1 号空気弁付近</td></tr></table> 管路更生工法を実施するに当たり、対象施設の肉厚を測定し、適用する工法を判断するための調査を行う。 【内 訳】 <table><tr><td>施設名</td><td>数量</td><td>備考</td></tr><tr><td>上出サイホン</td><td>1 箇所</td><td>1 号空気弁付近</td></tr><tr><td>松橋サイホン</td><td>1 箇所</td><td>1 号空気弁付近</td></tr></table>	施設名	数量	備考	上出サイホン	A=25.12㎡	1 号空気弁付近	松橋サイホン	A=25.12㎡	1 号空気弁付近	施設名	数量	備考	上出サイホン	1 箇所	1 号空気弁付近	松橋サイホン	1 箇所	1 号空気弁付近	1 式	調査	
施設名	数量	備考																				
上出サイホン	A=25.12㎡	1 号空気弁付近																				
松橋サイホン	A=25.12㎡	1 号空気弁付近																				
施設名	数量	備考																				
上出サイホン	1 箇所	1 号空気弁付近																				
松橋サイホン	1 箇所	1 号空気弁付近																				
5. 要求性能の検討	4. 調査結果に基づき、管路更生工法に対する要求性能を検討する。	1 式	設計																			

作業項目	作業内容	作業数量	業務区分	備考
6. 適用性の検討	4. 調査結果に基づき要求性能を設定し、各サイホンに対する管路更生工法の適用性を検討する。	1 式	設計	
7. 試験施工内容の検討	6. 適用性の検討にて適用性があると判断されたパイプラインを対象に、要求性能を満足する管路更生工法を主体としたSP管及びPC管の補修工法について補修材料、施工仕様、施工範囲及び施工方法を検討する。	1 式	設計	
8. 工法評価手法の検討	管路更生工法の適用性を評価するために必要なモニタリング項目、内容及び期間を検討し、記録様式を作成する。	1 式	設計	
9. 設計図作成	試験施工を行う工事の発注に用いる図面（位置図、平面図縦断面図、標準断面図、構造図（詳細図）、仮設図等）を作成する。	1 式	設計	
10. 数量計算	数量計算（仮設を含む。）を行い、数量計算書を取りまとめる。	1 式	設計	
11. 施工計画	5. で検討した内容を踏まえ、施工基本方針の検討、施工計画、工事用道路計画、仮設計画（仮設図作成を含む）、全体工程計画、施工上の注意点等を取りまとめた試験施工計画の作成を行う。 また、作成した仮設図に基づき仮設用地の地番及び地権者を明らかにする。	1 式	設計	
12. 協議資料作成	施工に必要となる協議事項を整理し、協議が必要となる関係機関（道路管理者等）との協議資料等を作成する。	1 式	設計	
13. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	1 式	設計	
14. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	1 式	設計	
15. 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	1 式	設計	
16. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	設計	
17. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	設計	

2. 委員会の運営

作業項目	作業内容	作業数量	業務区分	備考
1. 委員会資料の作成	別紙－2 作業項目内訳表の 7. 試験施工内容の検討及び 8. 工法評価手法の検討をもとに委員会資料の作成を行う。	1 式	設計	